

議案第九十七号

指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

令和四年九月八日

提出者 港区長 武井雅昭

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一 公の施設の名称

港区立しばうら保育園

港区立しばうら保育園分園

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

小学館アカデミー・太平ビルサービス共同事業グループ

東京都千代田区神田神保町二丁目二十番地株式会社小学館アカデミー内

三 指定の期間

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで

(説明)

しばらく保育園等の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたします。